

クラブマネジャー雇用契約書（案）

きよすスポーツクラブ 理事長 ○○○○（以下、「甲」という）とクラブマネジャー ○○○○（以下、「乙」という）は、雇用について以下の通り契約するものとする。

（雇用形態）

第1条 甲は、乙を本クラブのクラブマネジャーとして雇用する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日とする。

（就業場所）

第3条 主として清須市清洲勤労福祉会館（ARCO 清洲）を就業場所とする。

（業務内容）

第4条 クラブのマネジメント、年間行事の計画・調整、経理事務処理等、雇用条件に定めるものとする。

（勤務時間）

第5条 勤務時間は、8時30分～17時15分（休憩時間1時間）とする。

（勤務日）

第6条 勤務日は、原則として毎週水・木・金・土曜日（祝日を除く）とするが、それ以外に勤務の必要がある場合は、甲乙協議の上、勤務日を定める。

（給与）

第7条 甲は乙に、給与を支払わないものとする。

（雇用条件資格の維持）

第8条 乙は、雇用条件となっている資格を維持しなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとする。

- （1）乙がこの契約または雇用条件に違反したとき。
- （2）乙が自らの責に帰すべき事由により、業務を遂行する見込みがないとき。
- （3）乙が業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
- （4）乙が業務遂行上、不正な処理を行ったとき。

(雇用契約期間終了後について)

第10条 契約期間終了後においても、甲・乙ともに異議がない場合は、雇用を継続するものとする。
その場合、甲・乙間において、あらためて雇用契約書を作成するものとする。

(その他)

第11条 この契約書に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証とするため、この契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 愛知県清須市清洲 2537 番地
きよすスポーツクラブ
理事長 印

乙 ○○県○○市○○町○-○-○
クラブマネジャー ○ ○ ○ ○印